

令和6年度第2回井川町個人情報保護審査会 会議次第

日 時 令和6年10月31日(木)

午後3時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 諮問事項の審議

・諮問第1～2号の答申について

5. その他

6. 閉 会

諮問第1～2号の答申について

○諮問第1号の答申について（答申第1号）

4 審査会の判断について

○審査請求人の主張に対して

個人情報保護制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、個人情報開示請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる趣旨ではない。よって、開示請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年3月8日付け井発第1009号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年3月23日にあつてから、審査会に対して諮問するまで約1年3ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第2号の答申について（答申第2-1号）

4 審査会の判断について

開示請求書を送付して開示請求する場合における本人確認手続について、個人情報の保護に関する法律施行令第22条第2項には、開示請求人が「①開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証等を複写したもの」及び「②住民票の写しその他行政機関の長等が適当と認める書類」の2点を提出する必要がある旨が規定されている。よって、どういった書類を本人確認書類として認めるのか、行政機関の長等に裁量権があるが、その取扱いが裁量権の逸脱にあたるかどうかの問題となる。一般的に「一見して不当な取扱いをする」や「全く必要性の無いものを条件とする」等が裁量権の逸脱にあたるが、本人確認書類として住民票の写しを求めることが現時点においても、裁量権の逸脱と判断されるとまでは言えない。

よって、開示請求人が提出すべき本人確認書類を提出していないので、保有個人情報の開示をしない旨の決定及び保有個人情報の利用停止をしない旨の決定とした実施機関の対応は誤りではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年10月2日付け井発第5175号、第5176号、第5177号、第5178号により、井川町長が行った本件処分群は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年10月25日にあつてから、審査会に対して諮問するまで約8ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

※町長部局以外の答申についても同内容です。